

第5章

工業標準化制度整備計画

5. 1 統一認証制度の導入・普及計画

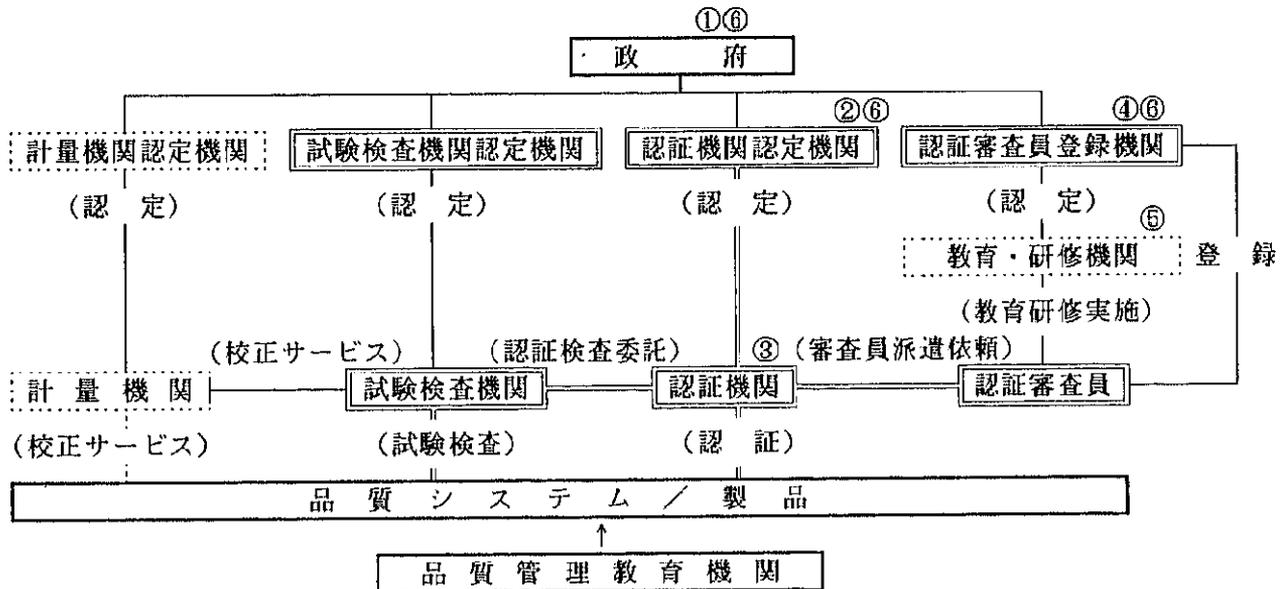
チリに新認証制度（統一認証制度）を導入しその普及を図るという目標を達成するための具体的なプログラムは、次の6つである。

- ①統一認証制度に係る法規の整備プログラム
- ②認証機関を認定する認定制度の整備プログラム
- ③認証業務を行い、認証許可を与える認証体制の整備プログラム
- ④認証のための審査を行うことができる職員（認証審査員）を登録する認証審査員登録制度の整備プログラム
- ⑤認証審査員を教育・研修する認証審査員教育研修体制の整備プログラム
- ⑥統一認証制度の普及プログラム

なお、これらプログラムは、ISO 9000 シリーズに基づく品質システム認証と製品の規格適合性の確認を行う製品認証を組み合わせた形の認証制度を創設するという見地が提案されている。

上記、各プログラム間の関係を図示すれば、図5. 1-1のようになる。（なお、計量については別項を参照されたい。）

図5. 1-1：認定機関、認証機関、試験・検査機関、認証審査員登録機関
および認証審査員教育・研修機関の関係図



[計量] [試験検査] [認証] [認証審査員登録]

凡例：

- : 現存するが整備強化を図る必要がある機関（および制度）
- : 現存せず新たに設立する必要がある機関（および制度）
- : 認証に直接関係する業務ライン
- — : 認証に直接関係しないが認証の前提として必要な業務ライン
- : 認証のために望ましいサービス業務ライン

統一認証制度を整備するためINNは下記のような手順によって業務を進めることが望ましい。

①事務局の強化

②統一認証制度設立準備委員会の設立

準備委員会の業務は、

- A. 統一認証制度のあるべき姿についての全般的意見の交換
- B. 統一認証制度設立準備審議会のメンバーとなることが望ましい機関および専門家についてINNに助言する程度に止め、早急に次のステップに進むこととするのが望ましい。

③統一認証制度設立準備審議会の設立および基本的事項の検討

下記のテーマを検討するため分科会を設け、具体案の作成に従事する。

- A. 企画調整分科会
- B. 法律分科会
- C. 認証分科会
- D. 認証審査員分科会
- E. 普及分科会

統一認証制度設立準備審議会

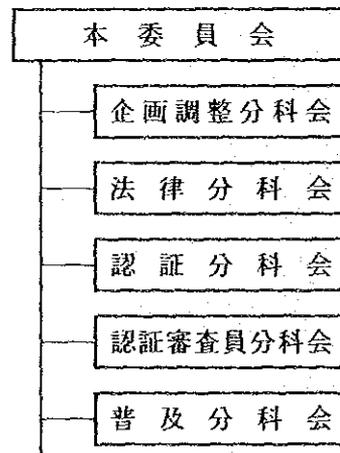


図5.1-2 統一認証制度設立準備審議会の構成

5.1.1 統一認証制度に係る法規の整備プログラム

- 1) 担当機関：経済省。ただし、実質的にはINNが関係各機関との調整を図りつつ、法律原案の作成および実施細則の整備など、実行上の推進役となる。

2) プログラムの内容

(1) 工業標準化法の制定

I NNの内部に法律分科会を設ける。

(2) 工業標準化法で規定すべき事項および内容

- ① 認証制度の目的に関する規定
- ② 認証の定義に関する規定
- ③ 認証制度の所管機関に関する規定
- ④ 認証制度の運営に関する諮問委員会および専門委員会に関する規定
- ⑤ 認証機関を認定する認定機関に関する規定
- ⑥ 認証業務を行う認証機関に関する規定
- ⑦ 認証審査員に関する規定
- ⑧ 試験検査機関に関する規定
- ⑨ 認証手数料に関する規定
- ⑩ 苦情処理に関する規定
- ⑪ 罰則に関する規定

など、違反の程度に対応する罰則規定を設ける。

(3) 工業標準化法の実施に必要な施行規則等の作成

施行規則の中で特に重要なものは、

- ① 認定機関の設立・運営に関するもの
- ② 認証機関の認定に関するもの
- ③ 認証審査員登録機関の設立・運営に関するもの
- ④ 認証審査員教育・研修機関の認定に関するもの

などである。

5.1.2 認証機関を認定する認定制度の整備プログラム

1) 担当機関

I NNとする。(I NNが認定機関となる)

2) プログラムの内容

(1) 認定制度の整備の進め方

I NNは統一認証制度において、製品の認証あるいは品質システムの認証を行うことができる認証機関を審査認定し、また認定後も当該認証機関のパフォーマンスを監視する体制および手続きを整備する。

制度の整備に当たってI NNは、認証分科会を設立し、重要事項については当分科会に諮りつつ進める。

(2) 認定機関としての体制

I NNは、認定機関として下記のような条件を満たす体制を整える。

- ①オーソリゼーション
- ②組織の整備
- ③I NNの理事会
- ④評価委員会の設立
- ⑤認証機関を認定するための審査を行う認定審査員の確保

(3) 認証機関の認定スキームの確立および公表

- ①認定許可を受けるための申請手続き（申請書様式および記入事項等）
- ②認証機関の品質マニュアル
- ③認定機関による実地審査（品質システムの整備・実施状況および試験検査設備の整備状況等）
- ④認定許可およびその条件
- ⑤認定許可の有効期間
- ⑥サーベイランス
- ⑦訂正および苦情・紛争処理
- ⑧認定料金
- ⑨認証機関からの認定機関への報告義務の明示
- ⑩罰 則
- ⑪その他

登録、文書管理、守秘義務等について定めておく。

認定を申請している認証機関が、所定の能力を有しているか否かを判定するための認定基準および認定のための審査に利用する審査事項、審査要領およびチェックリストなどを定めておくことが不可欠である。

5.1.3 認証業務を行い、認証許可を与える認証制度の整備プログラム

1) 担当機関

統一認証制度においてI NNの認定を受けることを希望する認証機関。

2) プログラムの内容

(1) 認証機関としての体制整備の進め方

認証機関は、下記の代表者よりなる認証体制整備諮問委員会を設立し、重要事項について当該委員会に諮りながら進める。

- ①関係省庁

② INN

③ 学識経験者（特に品質管理および認証についての専門家を加える）

④ 業界団体（特に認証対象製品に関連する団体）

⑤ 消費者

(2) 認証機関としての体制

認証機関は、認定を受けるために下記の条件を満たす体制を整える。

① 管理体制の確立

A. 理事会の設立

- a. 当該認証機関の運営政策の策定
 - b. 上記運営政策の実施状況のフォローアップ
 - c. 当該認証機関の財務状況のチェック
 - d. 評価委員会、分科会の設立
- 等を行う。

B. 評価委員会の設立

認証審査員の現地審査および製品の規格適合性に関する試験検査報告書その他の関係情報に基づき、製品を認証し、または品質システムを登録してよいか否かを判断する。

② 組織

A. 有資格認証審査員の確保

B. 責任および報告体系を示す組織図を作成する。

C. 財務対策に関する規定を作る。

D. 認証許可を受けるためのルールや、手続きを含む認証システムを文書で作成する。

E. 法的ステータスを確立する。

③ 指揮命令系統の明確化

職員の義務および責任に関する指揮命令系統を確立し、職員に提示することが重要である。

④ 文書の管理

A. 必要な場所で、必要な文書が見られること。

B. 文書の変更あるいは改正が、一定のオーソリゼーションの下で行われ、実効のある場所で直接かつ迅速に処理されること。

C. 旧文書が当該認証機関およびその業務委託先機関から速やかに回収されること。

D. 認証許可を受けた者およびその他当該認証スキームの利用者ないし参加者に、変更・改正点が通知されること。

⑤記 録

⑥試験および検査機関

⑦守秘義務

認証活動および委託先試験検査機関の活動について秘密を守る。

⑧公 表

認証した製品あるいは品質システム（または工場）のダイレクリーを作成して公表する。

(3) 認証スキームの確立および公表

認証の実施に関するルールや手続き等を定めておく。具体的には、下記事項について規定し、明確化する。

①認証の申請手続き

②工場の品質システムおよび品質マニュアルの審査

③製品認証の場合は、製品の規格適合性の確認

④認証許可

⑤認証の有効期間

⑥サーベイランス

⑦適合マークの使用およびマーキングの方法

⑧認証許可取得者による宣伝

⑨認証証明書および適合マークの誤用対策

⑩許可の停止、取消し

⑪苦情処理および訂正措置

⑫当該規格が改正された場合の措置

⑬認証料金

5.1.4 認証のための審査を行うことができる職員（認証審査員）を登録する認証審査員登録制度の整備プログラム

認証審査員登録機関は、統一認証制度において認証審査員を養成する教育研修機関を認定し、その機関が実施する教育研修プログラム（カリキュラムを含む）を承認する。また、教育研修を修了した者が認証審査能力を確実に習得したことを確認するために、上記教育機関が行う試験の方法および内容も併せて承認する。この試験に合格し、さらに人格および経験が一定の条件を満たす者のみを登録認証審査員とし、公表する等の業務を行う。

1) 担当機関

I NNが認証審査員の登録機関となる。

2) プログラムの内容

(1) 認証審査員登録制度の整備の進め方

5.1.2に準じて進める。

(2) 認証審査員登録機関としての体制

INNは、登録機関として下記のような条件を満たす体制を整備する。

①組織の整備

A. 管理体制の確立

a. 理事会の設立

b. 認証審査員評価委員会の設立

- ・教育研修機関および教育研修プログラムに関すること
- ・資格試験の方法および内容に関すること
- ・認証審査員（主任および一般）の登録資格条件に関すること
- ・登録審査員のパフォーマンス監視に関すること
- ・登録期間満了後における再登録資格に関すること

等を検討し決定する。

B. 事務局体制の整備

②認証審査員の登録基準（資格条件）の設定および公表

登録基準は、下記をカバーするものとする。

A. 教育程度

B. 教育研修および訓練

C. 経 験

D. 個人的性格

E. 管理能力

F. 能力の維持方法

G. 言 語（認証用語により正確にコミュニケーションできること）

なお、認証審査員教育研修機関の認定は、上記の認証審査員登録基準に照らし、必要な教育研修を実施することができると認められるものであって、財政的基盤が安定しており、かつ中立的性格を有するものに限って行う。

(3) 認証審査員の登録スキームの確立および公表

認証審査員の登録業務に関するルールや手続きを明確に定めて公表する。

具体的には、下記事項について定めておくことが望ましい。

①目 的

②適用範囲

③スキーム全体のマネージメント

- ④登録条件
- ⑤登録手続き
- ⑥登録簿
- ⑦登録有効期間
- ⑧認定書
- ⑨研修受講
- ⑩登録手数料等

5.1.5 認証審査員を教育研修する認証審査員教育制度の整備プログラム

統一認証制度において、製品認証および品質システム認証のための審査を行うことができる人の養成と資格試験を行う。ただし、その組織、教育研修プログラムおよび資格試験について、認証審査員登録機関である INN の承認を得ることが必要である。

1) 担当機関

INN の認定を受けた教育研修機関

2) プログラムの内容

(1) 認証審査員教育研修機関としての体制整備の進め方

5.1.2 に準じて設立委員会を設立する。

(2) 認証審査員教育研修機関としての体制

①組織の確立

A. 管理体制の確立

a. 理事会の設立

b. 専門委員会の設立

- ・教育研修プログラム（カリキュラムを含む）の検討
 - ・資格試験の方法および内容の検討
- 等を行う。

B. 事務局体制の整備

- ・講師の確保
- ・教育研修の実施
- ・教育施設および教材の準備
- ・教育研修に関する PR

など事務局業務を円滑に行えるように整備する。

C. 講師の確保

②教育研修プログラムおよびカリキュラムの作成

A. 品質保証、品質管理、品質システム、規格などに関する知識の習得

B. 認証審査の実施方法

C. 認証審査計画の作成、組織の確立、コミュニケーションおよび指導などの審査管理技能

等につき教育研修を充分に行う。

また、登録された審査員の能力維持のため、

A. 品質システム規格および条件についての最新の知識の習得

B. 審査の手順および方法についての最新の知識の習得

C. 全般的なリフレッシュ

のための教育研修を行うことも重要である。

5.1.6 統一認証制度の普及プログラム

1) 担当機関

INNとする。ただし、普及対策の多くは、政策的特典の供与など政府機関の協力に負うところが極めて大きく、経済省をはじめとする関係政府機関および政府関係機関の協力が必要となる。

2) プログラムの内容

(1) 認証マーク商品または品質システム認証取得工場生産品に対する政府および政府系機関による優先的調達

(2) 認証許可取得希望企業に対する政策的特典の供与

(3) 企業に対する技術指導の実施

(4) 輸出関係者に対する海外情報の提供

(5) 一般消費者に対する認証マークの普及

5.2 品質管理/TQC普及計画

本項では、4.4に示したTQC及び社内標準化普及のための主要課題とその達成目標にもとづき、以下の如き品質管理/TQC普及計画を提言する。

普及プログラムは以下の項目からなる。

①品質管理/TQCの教育、普及体制改革のための技術委員会（サブコミッティを含む。以下同じ）の設立

②品質管理/TQC教育、普及体制整備プログラム

③品質管理/TQC教育訓練用教材・カリキュラム整備プログラム

④品質管理/TQCの教育講師陣の強化プログラム

技術委員会に関する事務処理など、本件に係わるINNの職員は、関係各部門との調整を果すことのできるような経験、見識共にすぐれた人物であることが望ましい。そのようなINNの職員は3名必要と考えられ、それぞれ品質管理技術セクター、教育機関セクター、および産業界セクターとの調整にあたることが望ましい。

5.2.1 品質管理/TQCの教育、普及体制改革のための技術委員会の設立

1) 同技術委員会においては、以下の諸項目についての検討を行なう。

(1) 品質管理/TQC教育、普及体制整備プログラム

(2) " 教育訓練用教材・カリキュラム整備プログラム

(3) " 教育講師陣の強化プログラム

これら各プログラムの内容については、以下の2)、3) 4) および5) 項に示す。

2) 同技術委員会メンバー

INNを中心とし、業界団体の品質管理/TQC担当部門、学会、および教育機関の代表、その他必要に応じて海外専門家などがメンバーとなる。

3) 技術委員会活動期間

1992年4月(発足)～1993年10月(最終プログラムの策定をもって一応の区切りとする。)、その後は適宜フォロー活動を行う。

4) 同技術委員会をとりまくネットワーク

同技術委員会は図3.4-3に示すような位置付け及び構成となる。

5.2.2 品質管理/TQC教育、普及体制整備プログラム

1) プログラムの概要

品質管理/TQCの教育、普及は、品質管理/TQC活動の防衛的側面・積極的側面の両面にわたって行うべきであるが、本提言では図3.4-1に示すようにTQC活動のうちの防衛的側面についての教育、普及を対象とする。これは図3.4-2に示す、品質管理/TQC活動の進歩向上の諸段階における基本的品質段階の確立、すなわちISO 9000シリーズに基づく品質システムの確立およびその確実な実施を目標とするためである。

これは、3.4.1に述べた品質管理/TQC活動に関する世界の動向にも合致したものである。

また、品質活動には積極的側面が重要であることはいうまでもないが、そのためには防衛的であるが不良品質を発生させない体制を整備することが前提

となるからである。

2) プログラムの構成

- (1) 品質システムを中心とした品質管理/TQC活動について理解を深めるための教育と普及
- (2) 品質システムを確立・実施するための実用的技術の教育と普及

3) 同上プログラムに示された教育の目的

教育の目的は以下の2点である。

- (1) トップマネジメントも含む、品質システムを基本とする品質管理/TQC体制の管理・監督ができる管理者の養成
この教育を通じて、企業トップに対して、それへの十分な理解が得られるようにしておく必要がある。
- (2) 品質システムの確立・運営についての知識をもつ品質管理/TQC推進者の養成

4) 同上教育のための教材内容

教材の内容は以下のとおりである。

- (1) 品質システムを中心とした品質管理/TQC活動について理解を深めるための教育に用いる教材には、本文の3.4.1を拡充したものをを用いる。
これにより、品質管理/TQC活動においては客先にとって魅力的な製品を作りだしてゆくという積極的な局面も重要であるが、社会システムの複雑化に伴って、他方では不良品質は絶対に出さないという防御的側面も重要な意味をもつようになってきたこと、この後者の局面には品質システムの確立が不可欠であること、しかも最近ではそれをISO 9000シリーズによって確立することが品質管理/TQCに関する世界的動向の一つになっていることなどを理解させる。
- (2) 品質システムの確立と実施についての教育のための教材には、「ISO 9002の解説—品質システム実施のためのガイド」を用いる。

5) 教材内容の審議

これら教材内容は、技術委員会の審議を受けることとする。

- 6) 品質システム確立を中心とした品質管理/TQC体制の各企業への普及に対する積極的な支援

5.2.3 品質管理/TQC教育訓練用教材・カリキュラム整備プログラム

1) 目的

以下に示すような2種類の教育訓練用教材・カリキュラムを作成し、それにより品質管理/TQC教育体制を導入して行く人材の育成をはかる。

2) 担当機関

担当機関はINNとする。ただし、INNは当プログラムの実施にあたっては品質管理/TQC教育体制改革のための技術委員会に諮り、またASCAL等の教育研修機関の支援を受けつつ推進することが望ましい。

3) 教育訓練用教材・カリキュラムの内容

(1) 教材・カリキュラム名(その1)

「品質システムを中心とした品質管理/TQC体制」

A. 内容

- a. 品質管理についての世界的動向
- b. TQC活動における「防衛的側面」と「積極的側面」
- c. 品質システムについて
- d. 品質システムについての考え方の世界動向
- e. ISO 9000シリーズの理解
- f. ISO 9000シリーズにもとづく品質システムの品質管理体制の導入
- g. TQC活動のうちの積極的側面について
- h. 品質管理/TQC活動の進歩向上の諸段階

B. 教育目的・教育対象

a. 教育目的

品質システムの企業への導入について企業トップ・管理職および品質管理/TQC推進責任者の理解を得ることを目的とする。

b. 教育対象

- (a) 企業トップ・管理職
- (b) 品質管理/TQC推進責任者

c. 教育時間

3時間

(2) 教材・カリキュラム名 (その2)

「ISO 9002 の解説 - 品質システム実施のためのガイド-」

A. 教材・カリキュラムの内容

教材・カリキュラムの内容は、「ISO 9002の解説-品質システム実施のためのガイド-」に示す内容にもとづき作成され、技術委員会の審議の後に決定される。

- a. 経営者の品質管理方針の確立とそれにもとづく品質活動 (その意義、重要性、方針管理の仕方など)
- b. 品質管理/TQC活動の組織のあり方
- c. 品質システム
- d. 社内標準化の仕方
- e. 製造活動
- f. 購買管理
- g. 不具合管理と是正処置
- h. 設備保全
- i. 社内品質管理体制監査
- j. 社内教育
- k. 技量認定
- l. 統計的手法の適用

B. 教育目的・教育対象

a. 教育目的

品質システムを企業内で確立・実施するための実用的技術の修得

b. 教育対象

企業の品質管理/TQC活動推進責任者

C. 教育時間

50時間 3ヶ月間

5.2.4 品質管理/TQC教育講師陣の強化プログラム

1) 目的

前項に示した教材、すなわち、

「品質システムを中心とした品質管理/TQC体制」

「ISO 9002の解説 - 品質システム実施のためのガイド-」

によるカリキュラムについて一般向けに教育をはじめするには、まず事前に講師陣の強化が必要となる。

その理由は、このカリキュラムが従来になかった新しい分野のものであるこ

と、またこの度の調査結果によって現在のチリ国内にはそれを教育できる講師が不足していることがわかったためである。

2) 内 容

(1) 教 材

教材は前記の教材を用いる。

(2) 講師陣の強化プログラムのための講師

このための講師は上記技術委員会メンバーの中より選出する。
必要に応じて外部講師や海外派遣専門家による支援を受ける。

(3) 教育期間

新カリキュラムに関するには6ヶ月間をかけ、上記カリキュラムを十分に教えることができる講師を養成する。

(4) 教育場所

INNとする。

(5) 教育についてのフォローアップ

教育状況のフォローアップはINNが行う。

3) 対 象

技術委員会における検討を経て決められた内容に基づき、募集された企業の品質管理部長級の実務経験者を対象とすることが望ましい。

5. 3 計量制度の整備・普及計画

計量に関する制度は現代経済社会における諸活動を支える基盤として位置づけられるものである。

すなわち産業技術上、経済活動における統一かつ合理的な基礎を確立し、運営を図ることにより、究極には国民生活における経済の発展と文化の向上を目指しているものである。

また、最近のように経済活動のボーダレス化が進むとともに、世界各国間の貿易、文化の交流が活発に行われるに伴ない、計量制度の内容についてもグローバルな観点からの統一化を図る必要性が生じ、OIML等の国際会議の活動も活発に行われており、世界的レベルでの共通基盤を形成し、より一層の経済の発展と文化の向上を図るべく、全世界統一の制度を確立しようとの気運が盛り上がって来ている。

このような背景を踏まえ、チリの計量制度を整備し普及するため、以下のようなプログラムを提案する。

5.3.1 計量法制定プログラム

- 1) 担当機関：経済省。ただし、INNは図5.3-1に示すような地位において、関係各省・各機関との調整を図りつつ、法律原案の作成及び実施細則案の作成など、実質的な推進役となる。

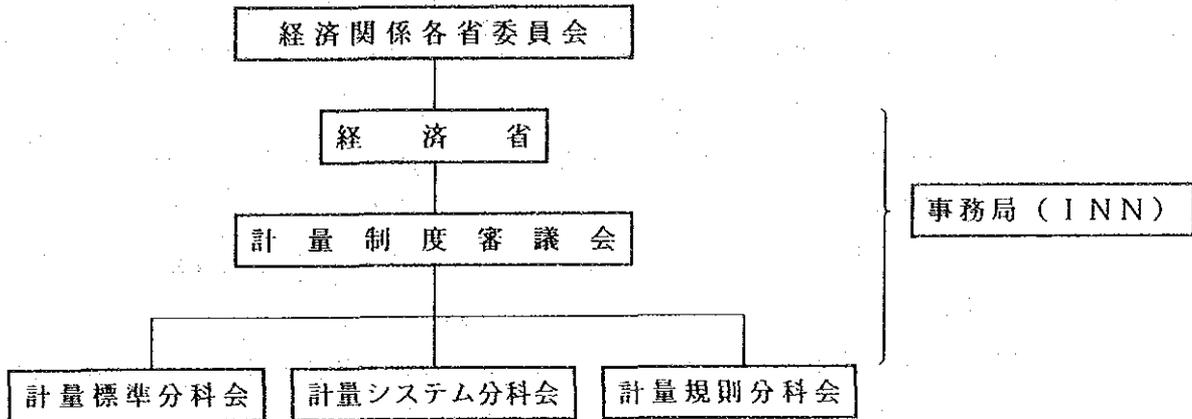


図5.3-1 INNの位置づけ

2) プログラムの内容

(1) 計量法案の策定

経済省の中に下記の各機関からの代表及び学識経験者から構成される。

計量制度審議会を設け、計量法案を策定し、経済大臣に答申する。

- ① 関係省庁
- ② 業界団体
- ③ 消費者団体
- ④ 試験・検査・認証機関及び大学（とくに計量試験所の機能を持っているもの）

3) 計量法に規定すべき事項

① 総則

- a) 目的
- b) 計量及び計量単位
- c) 計量単位の統一
- d) 取引及び証明の定義
- e) 計量器の定義

- ②計量器関係事業の規制
 - a) 製造事業の登録
 - b) 修理業者の登録
 - c) 販売事業者の登録
- ③計量の安全の確保
 - a) 正確な計量器を供給する義務
 - b) 計量販売の推進
- ④検定、型式認証及び基準器検査
 - a) 検定
 - b) 型式認証
 - c) 基準器検査
- ⑤計量証明事業
- ⑥取締り
 - a) 立入検査
 - b) 改善命令、勧告等

5.3.2 中央計量研究所設立プログラム

計量法を制定し、その法令を実効的に施行するためには、計量器の製造者、修理事業者、販売事業者等の登録、証明事業者登録種々の取締業務等を担当する国および地方の行政部門の組織化および強化を図る一方、国家計量標準の確立、維持、管理等を主たる任務とする中央計量研究所（仮称）の設立が必要である。

中央計量研究所の行う業務として次のものがある。

- ①国際度量衡局より交付されたキログラム原器の管理
- ②計量の国家標準の確立、維持管理
- ③指定検定機関、認定校正機関、国公立または民間の試験研究機関および民間企業の計量標準室等の基準器または標準器の校正業務
- ④科学計量分野の研究
- ⑤計量技術者の教育・研修

1) 担当機関：経済省。INNは事務局となって実質的推進を図る。

その具体化を図るために、次の組織をもって基本設計等の原案作成の推進を図るとともに、広くコンセンサスを得て事業を遂行する必要がある。

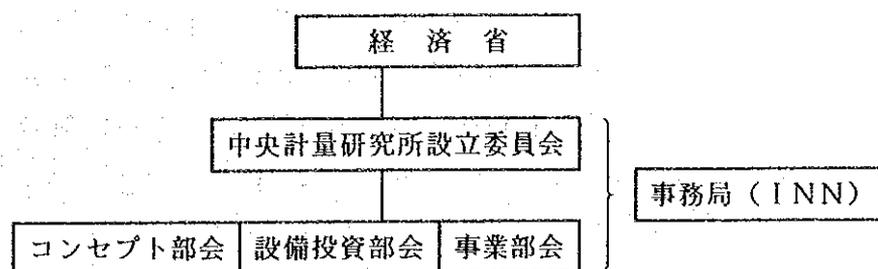


図 5.3 - 2 中央計量研究所の設立委員会の構成

2) プログラムの内容

(1) 中央計量研究所設立の具体案の策定

経済省またはCORFOの中に中央計量研究所設立委員会を設け、設立の具体案を策定し、経済大臣に答申する。

このため委員会および部会は、下記の各機関からの代表および学識経験者から構成されることが望ましい。

- ① 関保省庁
- ② 業界団体
- ③ 消費者団体
- ④ 試験検査認証機関、計量校正機関（大学を含む）

また、INNを事務局として委員会の業務が円滑に遂行されるよう適切な専門的能力および見識のある3名程度の職員を配置する必要がある。

(2) 中央計量研究所が保有すべき計量標準器および校正用機器

計量法で定める法定計量単位のうち基本計量単位および誘導計量単位でその標準を現示する必要のあるものについては、中央計量研究所または国の他の研究所で国家標準を維持管理しなければならない。

(3) 中央計量研究所に関する具体的提案

① 建屋

建屋の必要床面積は、機材の占める物理的面積、業務の量および形態を考慮して、積算される作業スペースおよび事務室・応接室・資料室・図書室・会議室・機械室（電源室・冷暖房室）倉庫・食堂・休養厚生室等並びに廊下・洗面所等の間接スペース等総合的に検討する必要がある。また、建屋の構造も空調（長さ・時間・温度等の標準室は $20^{\circ}\text{C} \pm 0.5^{\circ}\text{C}$ にコントロールすることがのぞましい）、耐騒音・耐振動等を考慮して設計する必要がある。

②必要人員

中央研究所の主たる機能は、計量の国家標準の維持管理、計量に関する科学研究、基準器等の校正、計量技術者の養成等が主たる業務であり、これ等業務を遂行するための要員は、期待される業務量を十分検討し、その技術的レベル要員数が算出されることになる。

③運営経費

人件費は当然であるが、その他必要な経費を予算等において確保することが必要である。その経費を賄うものとしての事業収入として、校正手数料、研究料等が期待できる。しかし、計量の国家標準の維持管理、科学研究業務の遂行は国の役割であり、従ってそのための必要経費は国家予算で手当すべきものとするのが一般的である。

5.3.3 指定計量検定機関等整備プログラム

法律で規定される計量制度の中核をなす法定計量器の検定業務を遂行する。実施機関としての役割は非常に重要なものとなって来る。従って検定所の具備すべき検定所の組織、検定設備、検定員の資格等について、法令で明確に規定し、権威ある検定機関を育成することが重要である。

適正かつ公正な計量行政は、その入口である正しい計量器の供給が絶対要件であり、その利用に課せられた正しく計量する義務と合いまって遂行する。

指定検定機関の行う業務としては次のものがある。

- ①検定計量器の検定業務
- ②法定計量器の形式認証に伴う計量器検査業務
- ③地方行政府の長の依頼に基づく立入検査業務
- ④基準器の管理
- ⑤検定・型式認識に関する操短および指導業務

- 1) 担当機関：経済省。INNは事務局となって検定機関の視点のための実務を担当する。検定機関の組織、検定設備、検定員の資格等の法令による要件整備、検定および型式認証のための技術基準の作成等に加えて型式認証制度に伴う品質システム認証機関の組織、検査設備、アセッサの資格等についても法令による要件整備が必要となる。

次の組織で検討し作業を進めることが望ましい。

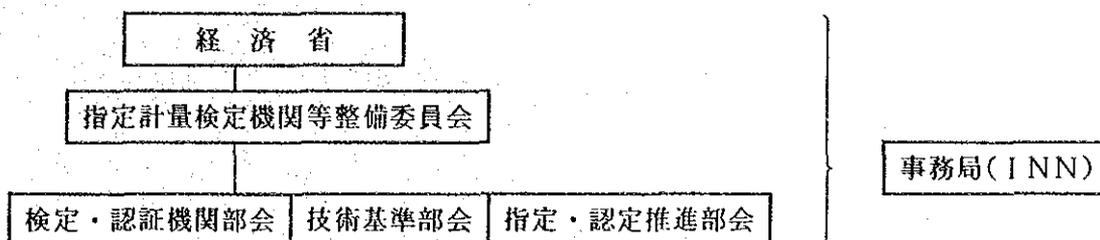


図5.3-3 指定計量検定機関等整備委員会の構成

2) プログラムの内容

(1) 検定機関、認証機関に関する要求事項……検定・認証機関部会担当

計量法で定める検定機関、品質システム認証機関の組織、保有すべき検定および検査機材、検定員の資格等諸要件を検討の上、原案を作成し、可能であれば経済省令で明確に規定することが望ましい。

(2) 検定、認証に必要な技術基準の作成……技術基準部会担当

検定機関、品質システム認証機関および検定員、アセッサーが具備すべき技術的要件を検討するとともに検定および認証制度の実施に必要な検定または認証マニュアルを作成する。

(3) 検定認証機関の指定または認定の推進……指定・認定推進部会担当

検定および品質システム認証機関は、法定計量器の製造事業者、修理事業者等の分布を調査し、受検者の利便も考慮して指定または指定する必要がある。調査の結果少なくともサンチャゴには複数の、またコンセプションには1つの検定および品質システム認証機関を設置する必要がある。

5.3.4 計量校正機関整備プログラム

計量法で規定する指定計量校正機関は、生産設備の近代化、品質認証制度の導入拡大、品質管理の普及等に重要な役割を担うものである。現状調査においてチリ大学工学部、コンセプション大学、サンチェゴ大学、カトリカ大学等各大学およびCESMEC, INTEC, DICTUC等の研究所は質量標準、長さ標準を中心にその精度は2級程度ではあるものの相当整備されている機関が多い。

計量法で定める計量校正機関の指定は、計量の種類の区分別に行うものであり、指定の方法を工夫すればこれらの機関、高等教育機関および研究機関であることから計量に関する相当技術レベルは期待でき、また、産業界を指導する立場

にあることも十分認識している。

指定に当たっての要件は次の通りである。

- 1) 指定を受ける計量単位の分野に関する技術的知識および校正技術を保有していること。
- 2) 指定を受ける計量単位の量の標準および校正用機器（校正システムを含む）を保有し、そのレベルは、5.3.2項で述べた中央計量研究所の保有すべき機材リストの2級程度のものであること。できれば計量の国家標準にトレースできる校正用機材を備えていること。
- 3) 保有する標準器は定期的に国家標準により校正を受けること。
- 4) 計量管理に関する高度の知識と校正業務に関する経験を有する技術者または科学者が配置されていること。

第 6 章

実施計画および実施体制